

ポーランド月報

(令和7年5月1日～5月31日)

令和7年6月6日

政治

【内政】

● 経営者向け健康保険料引下げ法案に対するドゥダ大統領の拒否権行使

5月6日、大統領府は、ドゥダ大統領が経営者向け健康保険料引下げ法案に対して拒否権を行使したことを発表した。パプロツカ大統領府長官は、公的医療の予算を管理する国民健康基金(NFZ)が数十億ズウォティ規模の赤字を抱えており、医療サービスを提供できなくなるおそれに晒されている中で、同法案はさらにNFZの収入を減らす結果を招くと非難した。

同法案は、経営者に課される健康保険料の計算方式を変更することで、特に低中所得経営者の負担を減らすことを図るものであった。

● トウスク首相の内閣改造に関する発言

5月20日、国営放送TVP infoの番組に出演したトウスク首相は、6月に内閣改造を行う考えを表明した。司会者に内閣改造の予定について問われたトウスク首相は、「6月には、連立パートナーたちとの話し合いを再開する。政府の規模を小さくしつつ、全体のバランスを保ちながら、より機能的な体制を築く」と述べた。

● 大統領選挙

6月1日に投開票が行われた大統領選挙の決選投票で、ナヴロツキ候補(国家記憶院(IPN)総裁、「法と正義」(PiS)が支持)が50.89%の得票率を獲得し、チシャスコフスキ候補(「市民連立」(KO))の49.11%を僅かに上回り、次期大統領に選出された。1日21時の投票締切り直後に発表された出口調査では僅差でチシャスコフスキ候補が1位となったものの、同日23時に発表された開票速報に基づく結果予想で両者の順位は逆転。翌2日8時20分に国家選挙委員会(PKW)は、記者会見にてナヴロツキ候補の当選を発表した。最大野党「法と正義」(PiS)が支持するナヴロツキ候補が次期大統領になることが

決定したことで、政府と大統領の「ねじれ」体制は継続されることとなった。ナヴロツキ次期大統領は8月6日に就任する予定。

【外交・安全保障】

● トウスク首相のメルツ独首相との会談

5月7日、トウスク首相は、ワルシャワを訪問したメルツ独首相と会談し、安全保障、欧州の防衛、高速鉄道を含む共同インフラ投資等について話し合った。トウスク首相は、共同記者会見で、メルツ首相が就任後初の外遊で、同日にパリとワルシャワを訪問したことを大変うれしく思う旨述べ、「ポーランドとドイツの関係の未来について楽観している」、「過去数十年間で最も重要な始まりだ」と述べた。会談では移民問題についても取り上げられ、トウスク首相は、我々にとり重要なことはシェンゲン地域の維持、外部国境の管理強化であり、ポーランドとベラルーシ及びロシアとの国境の保護がドイツを含む欧州全体の共通の任務であり義務であることをメルツ首相はよく理解していると述べた。また、トウスク首相は、メルツ首相に対して、ジェシュフにおけるドイツのパトリオットシステムの年末までの配備延長を提案したことを明かした。また、ウクライナの独立と領土保全のための支援に関する立場がメルツ首相と一致していることを強調した。

● ポーランド・フランス間の強化された友好協力条約への署名

5月9日、トウスク首相は、フランス・ナンシーを訪問し、マクロン仏大統領と共に、ポーランド・フランス間の強化された友好協力条約に署名した。条約において、両国は緊急事態発生時に、軍事支援を含む相互支援を行うことを約束している。本条約では防衛産業協力にも言及されており、トウスク首相は、特に武器産業、戦略的計画、危機への準備といった分野において具体的な協力が行われるだろうと述べた。また、大規模原子炉及び小型モジュール炉を含む、ポーラ

ンドとフランスの新規原子力施設建設プログラムに関する協力の促進や、農業分野、宇宙分野等幅広い経済・技術協力も規定している。

● トウスク首相及び欧州主要国首脳のアウライナ共同訪問

5月10日、トウスク首相は、マクロン仏大統領、スターマー英首相、メルツ独首相と共にアウライナを訪問し、ゼレンスキー・アウライナ大統領と会談した。また、これら5か国の首脳は、トランプ米大統領とも電話会談を行った後、5月12日から少なくとも30日間の停戦をすべきとの5か国首脳による共同声明が発出された。また、アウライナに関する有志国連合オンライン首脳会合も行われた。トウスク首相は、首脳らはロシアが停戦を受け入れない場合、制裁を強化し、団結を継続するとの合意に達しており、このことはトランプ大統領も確認したと述べた。

● 在クラクフ・ロシア領事館の活動取消し

5月12日、シコルスキ外相は、2024年5月に発生したワルシャワ市内の大規模商業施設が全焼した火災についてロシアの特務機関の関与が確認されたことを受け、在クラクフ・ロシア領事館の活動同意取消しを決定した。昨年10月には、同じく在ポズナン・ロシア領事館の活動を取り消しており、ポーランド国内に所在するロシアの在外公館は、ワルシャワに所在する大使館とグダンスクに所在する領事館のみとなる。なお、在ポズナン・ロシア領事館の活動同意取消しへの対抗措置として、本年1月にはロシアから在サンクトペテルブルク・ポーランド総領事館の活動同意が取り消された。

● コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣の欧州国防大臣会議への参加

5月16日、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣は、ローマにて、いわゆるE5フレームワークであるフランス、ドイツ、イタリア、ポーランド及び英国が参加する国防大臣会議に出席した。同大臣は、「平和はそれ自体により維持することはできない。我々5か国、NATOそしてEUの強さが必要である。私は環大西洋の安全保障から議論を始めて、独立した民主主義国家であるアウライナへのより強力な支援を議題として

扱うつもりだ。」と述べた。会議は、防衛予算の増額、アウライナ支援、多国間演習の実施及び統合運用等について話し合われた。

● シコルスキ外相と王毅・中国外交部長との電話会談

5月19日、シコルスキ外相は、王毅・中国外交部長と電話会談を行った。会談の主な内容は、アウライナにおける戦争の終結、国連憲章の役割、EUと中国の輸送ルートの安全保障である。シコルスキ外相は、王毅部長にポーランドを訪問するよう改めて招待した。中国外交部の発表によれば、王毅部長は、中国はポーランドがEU議長国として北京とブリュッセルの関係構築において一層の建設的な役割を果たすことを期待していると述べた。また、王毅部長は、最近のロシアとアウライナによる直接交渉の再開を「両国の立場には相違があるものの、平和への第一歩である」と評価し、また、中国は「両国が持続的な対話を通じた政治的解決の意思を引き続き示し、公正で永続的かつ拘束力のある和平協定の締結につながることを期待している」と述べた。

● EU軍事装備購入支援基金(防衛装備品共同調達プロジェクト)の発表

21日、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣及びザレフスキ副大臣は、EUによる軍事装備購入支援基金について発表した。同大臣は、「これは同盟強化のための措置である。ポーランド軍が装備、技術及び能力を強化すればするほど、NATOはより強固になる。EUがポーランド、スウェーデン、フィンランド、リトアニア、ラトビア及びエストニアなどの同盟国軍に支出を増やすほど、我々はより安全になる。(中略)本日、EU加盟国の大使たちは、欧州の安全保障行動のための新たな規則(SAFE規則)の導入を全会一致で決定した。」と述べた。

同副大臣は、「防衛装備品共同調達プロジェクト(当館注:SAFE規則)は、欧州の防衛産業を強化することにより、欧州の安全保障を強化する手段として活用できるものである。EUが融資する1,500億ユーロのプロジェクトである。これは、有利な条件で提供される低金利の貸付金となる。NATOが加盟国に求める軍事能力を決定し、EUが防衛能力を資金面で支

援する。ここにはNATOとEUの完全な協力関係が示されている。(中略)EUは、イースト・シールドだけでなく、バルト海防衛システムも自らの安全保障の要素として位置付けている。本プロジェクトに関連する複数の投資を資金面で支援することが可能となる。」と述べた。

● コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣とヘグセス米国防長官との会談

5月27日、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣は、米国にて、ヘグセス米国防長官と会談した。同大臣は、「会談の最も重要な議題は、ポーランド国内において最高の装備を生産するポーランドと米国の合併事業設立に関するものだった。本プロジェクトは、デュアル・ユース技術に投資する防衛産業の強化のためである。ポーランドは、米国との二国間関係をより高いレベルに引き上げている。米国からの武器購

入だけでなく、米国との共同調達も我々の友好関係の証である。」と述べた。

また、同大臣は、「私は、欧州安全保障行動規則に基づくEUの取組について、国防長官に説明した。いわゆるSAFE規則は、EUから1,500億ユーロ、最終的には8,000億ユーロを装備品調達のために借り入れることができるプロジェクトである。調達部品の65%は欧州域内で製造される必要があるものの、35%は同盟国から調達できる。我々は、欧州基金を米国との協力を通じて効率的に活用する用意がある。(米国からの防衛装備品調達について、)私は昨年、攻撃ヘリ「アパッチ」96機を購入する契約に署名したが、6月15日に当初の8機が到着する予定である。また、米国にてF-35戦闘機のパイロットを育成中だが、ポーランド空軍において、すでにF-35戦闘機は運用されている。」と付け加えた。

経 済

【 経済政策 】

● 金融政策委員会、公定金利を5.25%に引き下げ

5月7日、金融政策委員会(RPP)は金利を0.5%引き下げ、基準金利を5.25%に設定した。専門家は今後数ヶ月から数年間の状況について、金利はさらに低下する可能性はあるが、劇的な低下はあり得ないと見ている。投資家はRPPが基準金利を1.75%引き下げ、来年早々に3.5%まで低下させると予想している一方、経済学者たちは結果が4%を超える可能性があるとしている。

より大幅な引き下げは、世界的な金利引き下げに影響されている。ユーロ圏では基準金利が1.5~2%まで低下する可能性があり、関税戦争によってEUはデフレ圧力に直面し、原油・天然ガス価格の低下もエネルギー価格の低下につながり得ると分析している。

● ポーランドとウクライナ、地域政策のノウハウ共有に合意

5月20日、ポーランドとウクライナは、ウクライナのEU加盟交渉に先立ち、地域政策と地方分権について協力することで合意に達したと、ポーランドの基金・

地域政策省が発表した。同省の発表によると、ウクライナは、自国地域の復興に関心を持つポーランド企業を支援するとともに、極めて重要な市民保護インフラの整備や地域の回復力強化に関する実践的な専門知識をポーランドの地方自治体や国家当局と共有することを約束した。

同省は、ウクライナのEU加盟交渉の準備、特に地域政策とインフラ構想の調整の分野を支援することを約束した。ポーランドはまた、EU資金管理システムの確立や、国・地方レベルでの資金調達に関する専門知識を共有する。同省は、ポーランドがウクライナを支援し、EUの基準に沿った制度やシステムを構築することで、ウクライナにおけるポーランド企業の事業を促進し、両国の行政における協力を促進することができると述べている。

● 公共調達法改正案

5月27日、政府はEU司法裁判所の判決を受けて公共調達法改正案を採択した。この改正案は、EU企業またはWTO政府調達協定(GPA)加盟国(例:日本、ノルウェー、カナダ、台湾、米国、シンガポール、イスラエル等)企業ではない第三国企業は、同等の

条件で公共契約の入札に参加できないことを定めている。第三国企業は救済措置を受ける権利がなく、特定の手続きへの参加可否は契約当事者が個別に判断することになる。

このような措置の適用は、ポーランドと欧州の請負業者の競争状況を改善し、欧州基準を維持しつつ、契約履行の品質に関する発注者側の確実性を高めることが期待される。公共調達の下限額は13万ズロチから17万ズロチに引き上げられる。同法改正案は2026年1月1日に発効される予定だ。

【 ポーランド産業動向 】

● ポーランドと日本の企業が研究開発を拡大

5月5日付け Plus Biznesu 紙によると、戦場医療と民間アプリケーションの分野で技術プロジェクトを開発・実施するヨシ・イノベーションは、300万ズロチ相当の株式を発行する。この資金は、効率性を高め、研究開発プロジェクトを加速させるために使用される。同社はまた、ワルシャワ証券取引所への上場を目指しており、米国での技術売却、合併事業の設立、生産ラインの建設について、米国の投資家と交渉中である。

ヨシ・イノベーションは、3Dマッピングによる創傷の大きさや深さの測定、熱画像解析による治癒プロセスのモニタリングを可能にするスキャナーを開発するため、120万ズロチを取得した。同社のポートフォリオには、糖尿病性足病変や火傷などの治療に使用する高気圧治療装置や、姿勢不良や神経障害の早期発見を可能にする1歳までの乳幼児用装置も含まれている。同社はまた、ポーランドボランティア消防隊協会と提携し、消防士に高度医療トレーナーの専門訓練を提供している。当初は戦場の衛生兵向けに設計されたこれらの機器は、現在、ウクライナを含む民間救助でも使用されている。

● ポーランド国鉄、ポーランド・クロアチア直行列車を運行

5月18日、トゥスク首相は、6月からポーランド(ワルシャワ)とクロアチア(リエカ)を19時間で結ぶ直行列車を週4本でポーランド国鉄が運行を開始すると発表した。同運行は、現行のウィーンまでの路線を延伸するもので、夜行列車として運行される。

● ポーランド企業、日本に注目

ポーランド企業はアジアへの戦略的入口としてますます日本に注目している。5月20日、2025年大阪・関西万博関連のイベントとして、ポーランド投資・貿易庁(PAIIH)が二国間貿易を強化するためにポーランド・日本輸出フォーラムを開催した。ポーランド企業関係者約150名と日本企業関係者約150名が参加し、協力関係を促進し貿易障壁を軽減するためのB2Bミーティングを行った。ポーランドの健康食品販売会社であるPolBioEco社のヴォイニッチ氏は「日本は自然製品を重視する豊かな市場であり、ここで存在感を示すことが重要だ」と語った。

このイベントは、ポーランドの空調分野の設計プラットフォームを提供するFluid Deskと日本の下水道設計等システム開発のパイプデザインとの独占提携を含む、新たなビジネス関係の構築につながった。大阪・関西万博は10月13日まで開催され、2,800万人の来場者が見込まれており、次回は9月30日にポーランド・日本投資フォーラムが開催される。

● 鉄道投資資金に光

5月27日付け Dziennik Gazeta Prawna 紙によると、鉄道投資の資金繰りを安定させるため、政府がようやく手を打つ可能性が出てきた。道路の建設に関しては安定したメカニズムにより資金が調達されているが、鉄道の建設資金は依然としてEU基金に依存している。陸上交通商工会議所と鉄道ビジネス・フォーラムは、道路と同様の融資メカニズムを鉄道にも導入するよう政府に訴えている。国家開発銀行(BGK)によって管理され、債務を負担することができる国家道路基金のようなものである。鉄道部門は、この変更案が政府によって承認され、年内に国会で可決されることを期待している。

【 エネルギー・環境 】

● ポーランドが歴史的エネルギー転換を記録し、石炭はその支配力を失う

5月12日、ポーランドのシンクタンク Forum Energii によると、2025年4月、ポーランドの電力生産に占める石炭の割合は49.4%となり、歴史上初めて半分を下回った。これは歴史的な低水準であり、ポーラ

ンドのエネルギーミックスにおいて、石炭の優位性が継続的に低下し、太陽光発電の成長とガスの役割の進化によって多様化が進んでいることを示している。

● トウスク首相、バルト海の洋上風力発電を支持

5月22日、トウスク首相は家庭や産業界に安価な電力を供給できるかどうかは、バルト海における大規模な洋上風力発電投資にかかっていると表明した。欧州最大かつ最先端の洋上風力タービンタワーを生産するグダンスクのBaltic Towers工場で演説したトウスク首相は、ポーランドの洋上ポテンシャルの戦略的重要性を強調した。「バルト海への本格的な投資なくして安価な電力はありえない」とトウスク首相は述べ、洋上風力発電はポーランドの重要なエネルギー優先事項のひとつであるとした。また、国内生産の

必要性を強調し、風力発電用の部品を地元で生産するよう求めた。

● スペイン企業がポーランドに風力発電塔工場を建設

5月28日、スペインの風力発電用支柱製造のWindar Renovablesは、ポーランド北部のシュチェチンで、次世代の風力発電機用の支柱及び基礎を製造する新工場建設の起工式を行った。ポーランドのパシク開発・技術大臣は起工式にて、「バルト海は、ポーランドとヨーロッパ全体にとって、極めて効果的かつ効率的かつ手頃な価格でクリーンでグリーンなエネルギーを生産する模範となるだろう。」と述べた。この工場は1億5千万ユーロの投資額で、18ヶ月以内に建設が完了し、450人の雇用を創出する見込みだ。

治 安 等

● ワルシャワ大学の構内で殺人事件が発生

5月7日夕方、ワルシャワ市中心部に位置するワルシャワ大学の構内で、男が斧で職員の女性1人を殺害、警備員の男性1名に重傷を負わせる事件が発生した。犯人は、偶然現場付近にいた国家警護局の職員に取り押さえられ、現行犯で逮捕された。逮捕された男は22歳のポーランド国籍者で、同大学に当時在学していた学生とされる。検察当局は動機等を捜査しているが、詳細は明らかにされていない。

● ポーランドにおけるテロ脅威レベルが延長

5月31日、トウスク首相は、ポーランド全土に発出しているテロ脅威レベル「BRAVO」(レベル2)及びサイバー空間のテロ脅威レベル「BRAVO-CRP」の期限を延長する命令に署名した。これらレベルは、2025年8月31日まで有効となる。いずれのレベルも4段階のうち3番目に高い脅威度レベルであり、予見可能なテロの脅威が高まっている場合に適用される。テロ脅威レベル「BRAVO」は、国外に位置するポーランドのエネルギーインフラ施設にも適用される。

大 使 館 か ら の お 知 ら せ

● マイナンバーカードの申請について

○ 国外転出者用マイナンバーカードについては当館で申請・受け取りが可能です(申請から受領まで2か月から3ヶ月程度)。

注: 下記の要件に合致する方は申請できませんのでご注意ください。

【申請できない方】

- ・国内に住民票がある(国外転出していない)
- ・国外で出生し一度も住民票が作成されたことがない
- ・平成27(2015)年10月5日より前に国外転出して、同日以降住民票が作成されたことがない
- ・日本国籍を有しない

詳細は以下の「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

○ 下記必要書類をご記入の上、申請してください。事前に申請日時をご予約いただけますと幸いです。

大使館領事部メールアドレス: cons@wr.mofa.go.jp

【必要書類】

- ①個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書(当館窓口でもお渡しできます。)
- ②個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書(同上)
- ③写真1枚(縦 4.5cm、横 3.5cm、6 か月以内に撮影したもの)
- ④パスポート等の身分証明書

* ①②の申請書類はこちらからダウンロードできます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/hpsv/wpmng/assets/pdf/download/format1+format2.pdf>

○ 当館の開館時間につきましては以下のとおりです。

月曜～金曜日 9:00～12:30 13:30～17:00

土日・祝祭日 休館(日本・ポーランド両国の祝祭日を適宜休館日として採用していますのでご確認ください。)

令和7年(2025年)休館日 <https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyukambi2025.pdf>

● 2025年新旅券のお知らせ

1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

- (1) 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始されました。当該新旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、受取までに約一ヶ月の日数を要することとなります。
- (2) 具体的な交付日については、交付準備が整った段階で再度ご連絡します(窓口での書面申請の場合は電話等での連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

2 書面申請の場合の遠隔地居住者の即日発給サービスの終了

- (1) これまで、当館から遠方にお住まいで、書面での申請を希望する邦人の方には、申請の同日に旅券を交付する等のサービスを行ってきました。
- (2) 一方、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降、旅券の即日発給のサービスを終了いたしました。
- (3) このため、遠方にお住まいの方におかれては、是非オンライン申請の利用を御検討ください。オンライン申請をしていただければ、交付の際に一度ご来館いただくのみとなります。オンライン申請は以下のページから申請いただけます。(在留届をオンラインでしておいていただく必要があります。)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

● 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

なお、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

特に日本への本帰国や他国に転勤される場合には、必ず「帰国・転出届」の手続きをお願いいたします。在留

届は複数の地域での登録はできません。

また、帰国の届出がないままですと、そのままポーランドの在留邦人として記録が残るため、緊急事態発生時の安否確認や支援活動等の際に支障を生じてしまう場合がございます。

下記リンク先から「在留届」(帰国・転出届等を含む)の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

【お問い合わせ・配信登録】

月報の配信を希望される方は、月報配信登録・削除申請フォーム(<https://forms.office.com/r/EgyKuNhJWw>) にアクセスし、メールアドレスの削除申請を行ってください。

登録メールアドレスの変更を希望される場合は、上記フォームで変更前のメールアドレスを削除申請した上で、変更後のメールアドレスを登録申請してください。

新たに月報の配信を希望される御友人・知人がおられる場合には、上記フォームのリンクを御案内ください。